

(5) 競技団体における障害者への競技の普及状況に関する調査

主な調査結果

4 割の中央競技団体が障害者の普及・強化について組織内の委員会で検討

組織内の委員会・小委員会等で、障害者に対する競技の普及・強化について検討している中央競技団体は、全体の 4 割であった。障害者スポーツとして独立した委員会を設置している団体や、委員会内に小委員会を設置して、障害者スポーツの普及・強化を推進する団体もあった。【図表 5-1、5-2】

公認指導者養成カリキュラムに障害者の指導法を含む中央競技団体は 1 割

公認指導者養成のカリキュラムに障害者に対するスポーツの指導法が含まれている中央競技団体は、全体の 1 割であった。講義と実技の両方を実施する団体は 2 団体、講義のみが 4 団体であった。【図表 5-3、5-4】

4 割の中央競技団体が障害者スポーツ団体主催の大会に審判を派遣

障害者スポーツ競技団体主催の各種競技会やスポーツイベントに審判員を派遣している中央競技団体は、全体の 4 割であった。一方で、公認審判員養成のカリキュラムに障害者のスポーツ参加や障害者スポーツ競技会のルール・審判法に関する内容を含んでいる中央競技団体は、2 割弱であった。【図表 5-5、5-7】

主催大会に障害者部門を設置している中央競技団体は 3 割

主催競技会における障害者の部門の設置状況について、3 割の中央競技団体が障害者部門を設置している。参加したアスリートの障害種別は、肢体不自由が 14 団体と最も多く、次いで、視覚障害（7 団体）と知的障害（6 団体）であった。障害者スポーツ競技団体と連携・協力し、競技大会やイベント等を開催した中央競技団体は 4 割であった。【図表 5-10、5-11、5-13】

中央競技団体と障害者スポーツの関係は多様

障害者スポーツ競技団体関係者が、中央競技団体において障害者の普及や強化を担う委員会等の委員を兼ねている事例がある。こうした事例では、障害者スポーツ競技団体が中央競技団体の加盟・協力団体になっていたり、事業で連携しながらも組織上のつながりがないなど、団体間の関係は競技によって様々である。一方、国内を統轄する障害者スポーツ競技団体はなく、中央競技団体が障害者のための競技普及に取り組んでいる事例もある。

IF の障害者への取組やパラリンピック競技への採用を契機にした強化

国際競技連盟（IF）の障害者対応の変化やパラリンピック競技への採用などをきっかけに、障害者に対する普及・強化に取り組む中央競技団体がある。日本自転車競技連盟と日本カヌー連盟では、日本選手権などの健常者の大会と障害者大会を同時開催することで、障害者アスリートの強化に努めている。

1. 調査概要

1. 1 調査目的

本調査は、日本体育協会に加盟する中央競技団体を対象としたアンケート調査を通じて、障害者への競技の普及状況及び参加状況に関する基礎情報を得ることを目的とする。

1. 2 調査方法及び回収結果

【調査1】質問紙調査

(1) 調査方法

記名式の質問紙調査

回答は、郵送と電子メールで受け付けた。

(2) 調査内容

主な調査項目は、以下のとおりである。

- ・障害者に対する競技の普及・強化に関わる委員会等の設置状況
- ・公認指導者・審判員養成カリキュラムにおける障害者に対する指導法・審判法の導入状況(講義・実技の実施状況、競技会への審判員の派遣など)
- ・主催事業への障害者の参加状況(一般部門への参加有無、障害者部門設置の大会など)
- ・障害者スポーツ団体との連携(競技会の開催、支援・協力依頼に対する対応など)
- ・スポーツ基本法施行を受けた障害者との関わりの変化

(3) 調査対象及び回収結果

公益財団法人日本体育協会の加盟団体一覧(2014年5月1日現在)をもとに、中央競技団体(57団体)を対象とした。

回収数は48団体(回収率84.2%)であった。

(4) 調査期間

2014年6月23日～2014年7月14日

【調査2】事例調査（ヒアリング調査）

(1) 調査方法

障害者に対する競技の普及・強化に取り組む委員会の活動内容、障害者の競技会・イベント開催状況などを明らかにするために、担当者に対して電話又は直接聞き取り調査を実施した。

(2) 調査内容

主な調査項目は、以下のとおりである。

- ・障害者に対する競技の普及・強化に関わる委員会等の設置経緯、活動内容
- ・競技団体内における障害者スポーツ／パラリンピックスポーツの位置付け
- ・指導者・審判員等の養成・派遣状況
- ・障害者スポーツ大会・イベントの開催状況
- ・障害者スポーツ団体との連携・協力
- ・地方／都道府県連盟による障害者に対する競技の普及・強化の取組

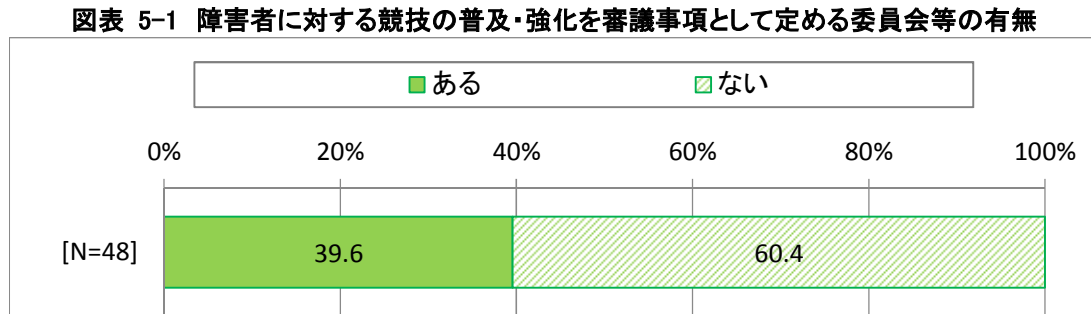
(3) 調査期間

2014年9月～2014年11月

2. 調査結果

2. 1 障害者に対する競技の普及・強化を審議事項として定める委員会等

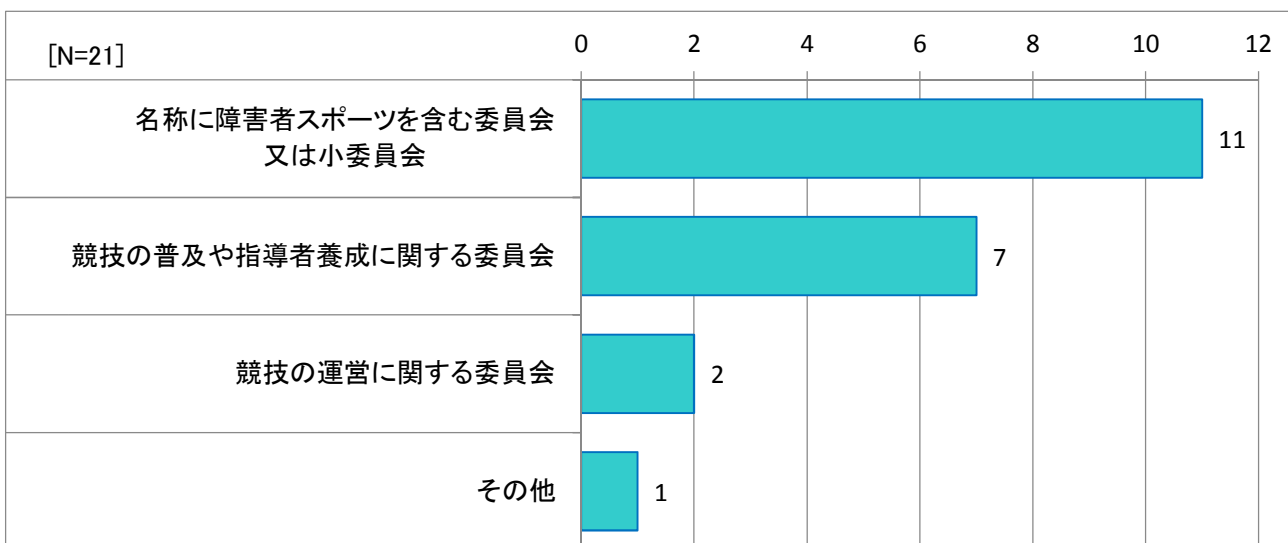
障害者に対する競技の普及・強化を審議事項として定めている委員会等があるかについて、「ある」が39.6%、「ない」が60.4%であった(図表 5-1)。



障害者に対する競技の普及・強化を審議事項として定める委員会が「ある」と回答した団体(39.6%、19団体)に、委員会等の名称を尋ねたところ、「障害者カヌー普及委員会」「パラサイクリング小委員会」など名称に障害者スポーツを含む委員会又は小委員会が、9 団体で 11 委員会設置されていた。障害者スポーツとして独立した委員会の他、委員会内に小委員会を設置して、障害者スポーツの普及・強化を推進する競技団体もある。

名称に障害者スポーツを含む委員会又は小委員会を設置していない 10 委員会のうち、「普及指導委員会」や「指導委員会」など、競技の普及や指導者養成に関する委員会に障害者に対する競技の普及を審議事項として定めている委員会は、7委員会であった(図表 5-2)。

**図表 5-2 障害者に対する競技の普及・強化を審議事項として定める委員会等の種類
(自由記述 複数回答)**

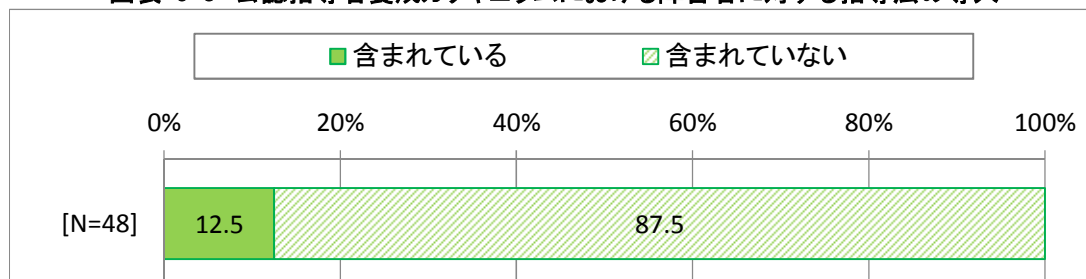


2. 2 指導者／審判養成カリキュラム

(1) 公認指導者養成カリキュラムにおける障害者に対する指導法の導入

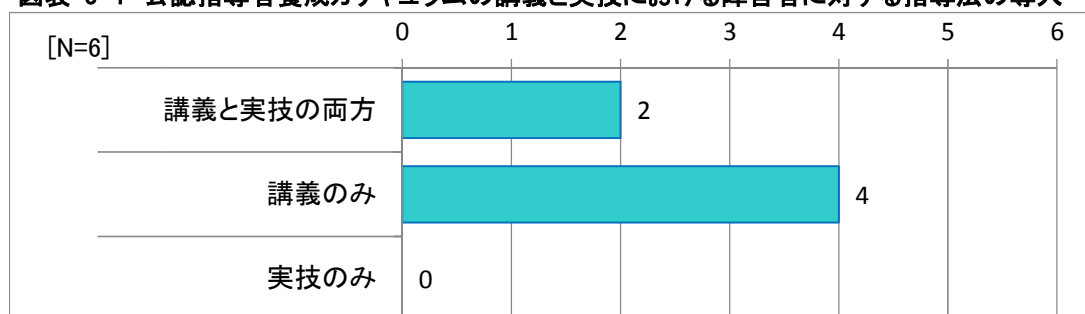
公認指導者養成のカリキュラムに障害者に対するスポーツの指導法が含まれているかについて、「含まれている」が12.5%、「含まれていない」が87.5%であった(図表 5-3)。

図表 5-3 公認指導者養成カリキュラムにおける障害者に対する指導法の導入



公認指導者養成のカリキュラムに障害者に対するスポーツの指導法が「含まれている」と回答した団体(12.5%、6 団体)に、公認指導者養成カリキュラムの講義と実技における障害者に対する指導法の導入状況について尋ねたところ、「講義のみ」(4 団体)が最も多く、次いで「講義と実技の両方」が2 団体であった(図表 5-4)。

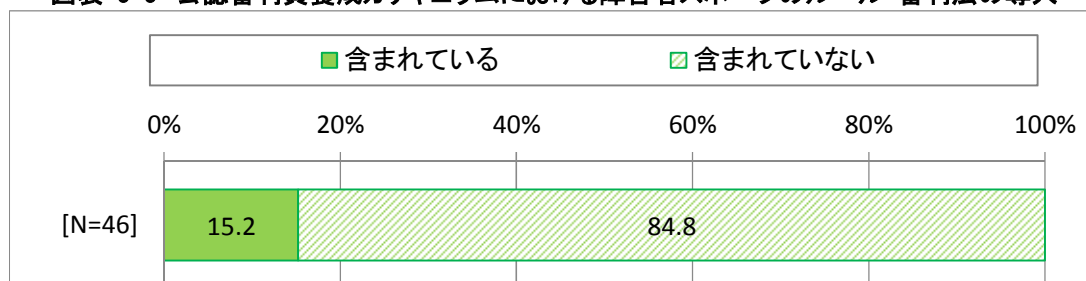
図表 5-4 公認指導者養成カリキュラムの講義と実技における障害者に対する指導法の導入



(2) 公認審判員養成カリキュラムにおける障害者スポーツのルール・審判法の導入

公認審判員養成のカリキュラムに障害者のスポーツ参加や障害者スポーツ競技会のルール・審判法に関する内容が含まれているかについて、「含まれている」が 15.2%、「含まれていない」が 84.8%であった(図表 5-5)。

図表 5-5 公認審判員養成カリキュラムにおける障害者スポーツのルール・審判法の導入



公認審判員養成のカリキュラムに障害者のスポーツ参加や障害者スポーツ競技会のルール・審判法に関する内容が「含まれている」と回答した団体(15.2%、7 団体)に、公認審判員養成カリキュラムの講義と実技における障害者スポーツのルール・審判法の導入状況について尋ねたところ、「講義のみ」(6 団体)が最も多く、次いで「講義と実技の両方」が 1 団体であった(図表 5-6)。

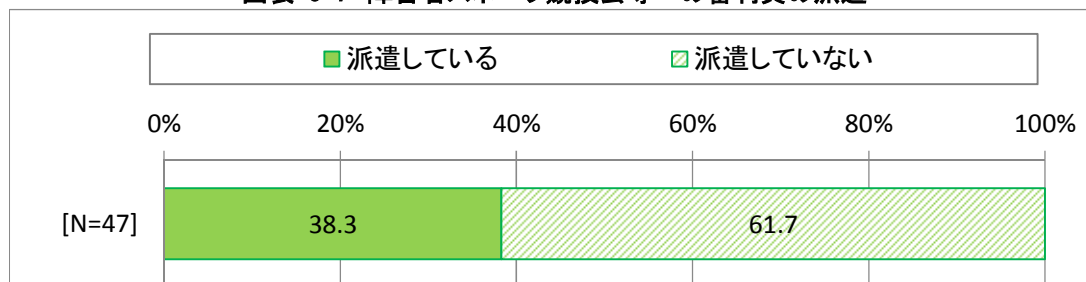
図表 5-6 公認審判員養成カリキュラムの講義と実技における障害者スポーツのルール・審判法の導入



(3) 障害者スポーツ競技会等への審判員の派遣

障害者スポーツ競技団体主催の各種競技会やスポーツイベントへ審判員を派遣しているかについて、「派遣している」が 38.3%、「派遣していない」が 61.7%であった(図表 5-7)。

図表 5-7 障害者スポーツ競技会等への審判員の派遣

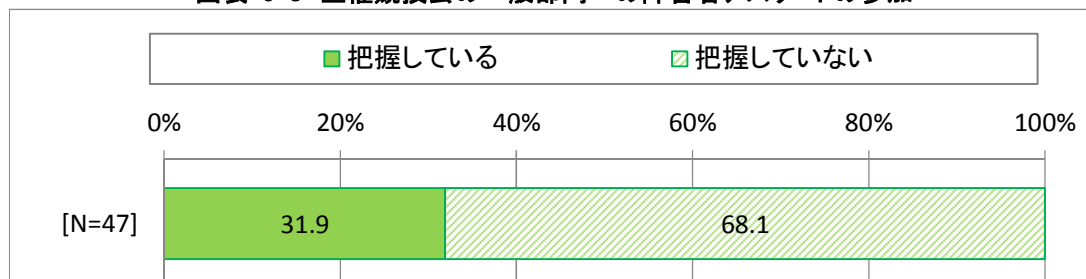


2. 3 過去3カ年（2012～2014年度）の主催事業への障害者の参加

(1) 主催競技会の一般部門への障害者アスリートの参加

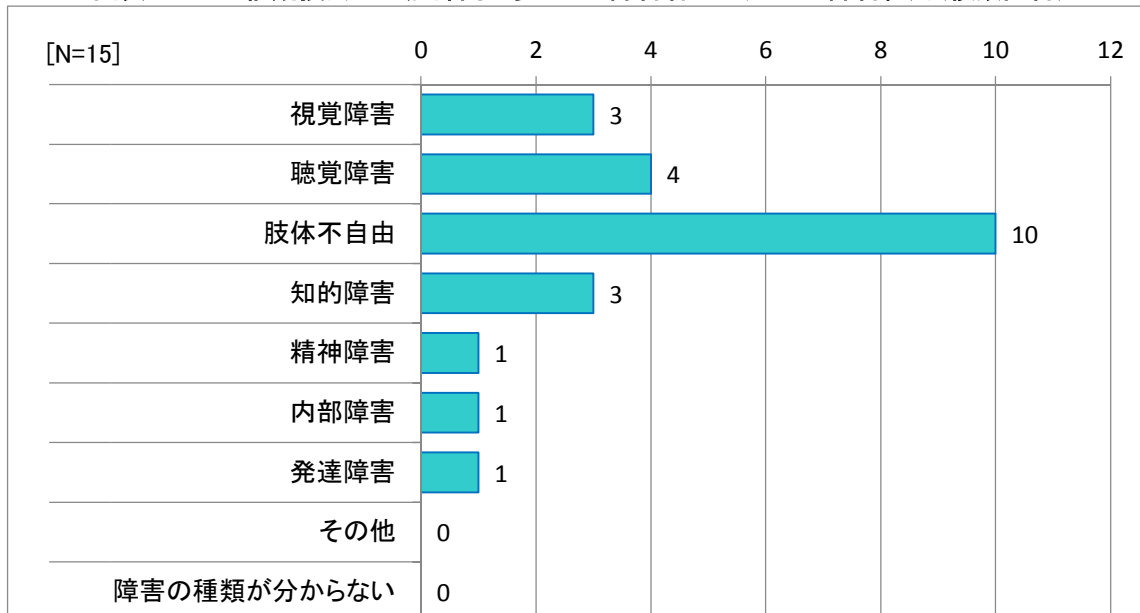
2012～2014年度に競技団体が主催した競技会の一般部門／カテゴリーにおける障害者アスリートの参加状況を尋ねたところ、「把握している」が31.9%、「把握していない」が68.1%であった(図表5-8)。

図表 5-8 主催競技会の一般部門への障害者アスリートの参加



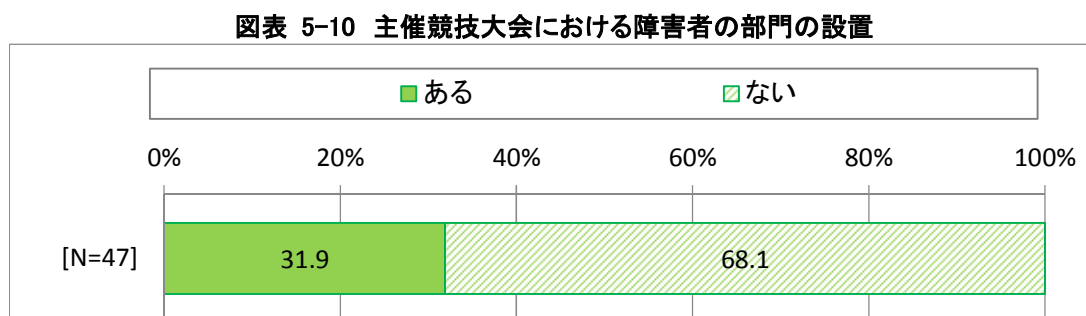
2012～2014年度に競技団体が主催した競技会の一般部門／カテゴリーにおける障害者アスリートの参加状況を「把握している」と回答した団体(31.9%、15団体)に、主催した競技会の一般部門／カテゴリーに参加した障害者アスリートの障害種別を尋ねたところ、「肢体不自由」(10団体)が最も多く、次いで「聴覚障害」(4団体)であった(図表5-9)。

図表 5-9 主催競技会の一般部門に参加した障害者アスリートの障害種別(複数回答)

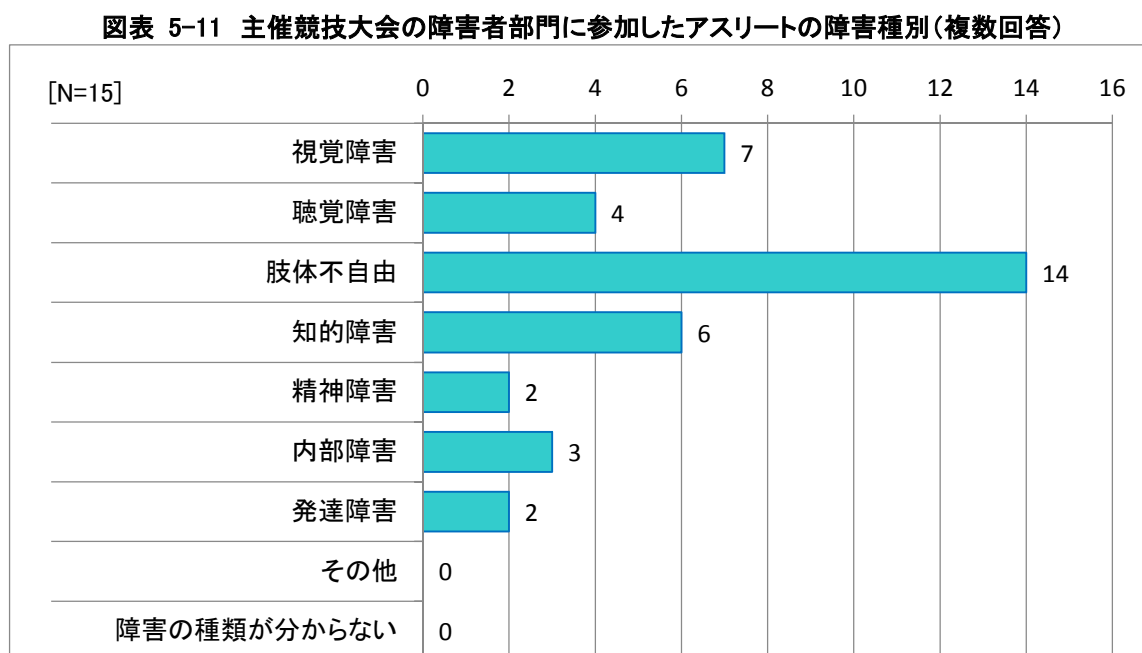


(2) 主催競技大会における障害者の部門の設置

2012～2014 年度に競技団体が主催した競技会における障害者の部門の設置有無について尋ねたところ、「ある」が 31.9%、「ない」が 68.1%であった(図表 5-10)。



2012～2014 年度に競技団体が主催した競技会に障害者の部門が「ある」と回答した団体(31.9%、15 団体)に、主催した競技会の障害者部門に参加した障害者アスリートの障害種別を尋ねたところ、「肢体不自由」(14 団体)が最も多く、次いで「視覚障害」(7 団体)であった(図表 5-11)。

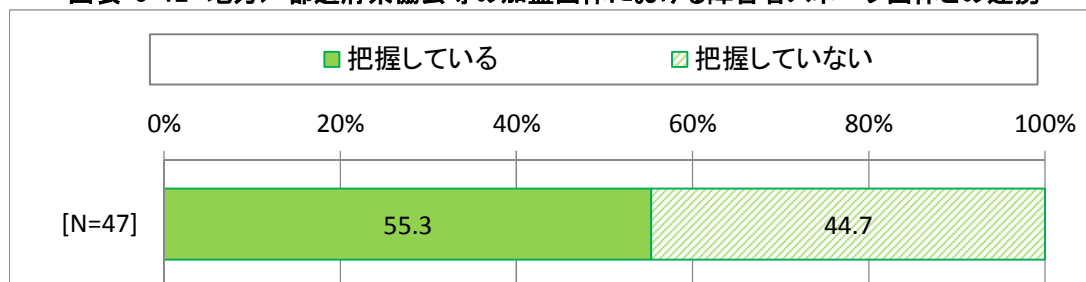


2. 4 過去3カ年(2012～2014年度)の障害者スポーツ団体との連携

(1) 地方／都道府県協会等の加盟団体における障害者スポーツ団体との連携

2012～2014年度において、地方／都道府県協会等の加盟団体で、障害者スポーツ競技団体等と連携をしている、又は障害者に対する競技の普及・強化に取り組んでいる団体について把握しているか尋ねたところ、「把握している」が55.3%、「把握していない」が44.7%であった(図表5-12)。

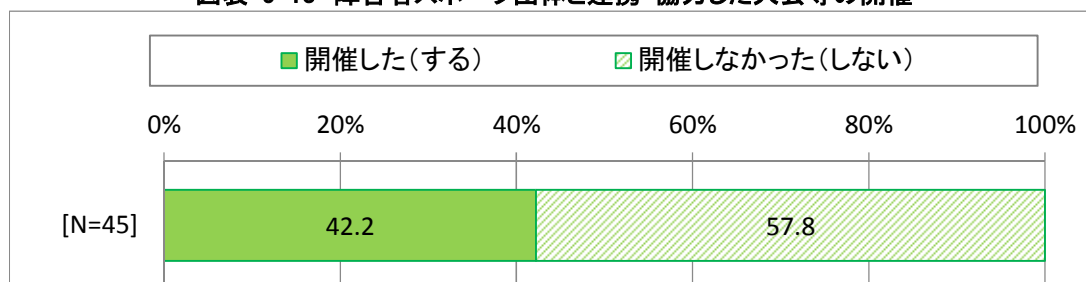
図表 5-12 地方／都道府県協会等の加盟団体における障害者スポーツ団体との連携



(2) 障害者スポーツ団体と連携・協力した大会等の開催

2012～2014年度において、障害者スポーツ競技団体等と連携・協力し、競技大会やイベント等を開催したか尋ねたところ、「開催した(する)」が42.2%、「開催しなかった(しない)」が57.8%であった(図表5-13)。

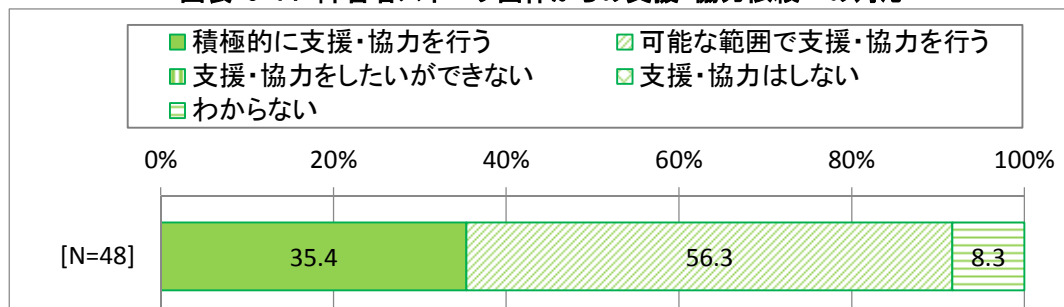
図表 5-13 障害者スポーツ団体と連携・協力した大会等の開催



(3) 障害者スポーツ団体からの支援・協力依頼への対応

障害者スポーツ競技団体等から支援や協力を求められた場合の対応について尋ねたところ、「可能な範囲で支援・協力を行う」(56.3%)が最も多く、次いで「積極的に支援・協力を行う」(35.4%)であった(図表5-14)。

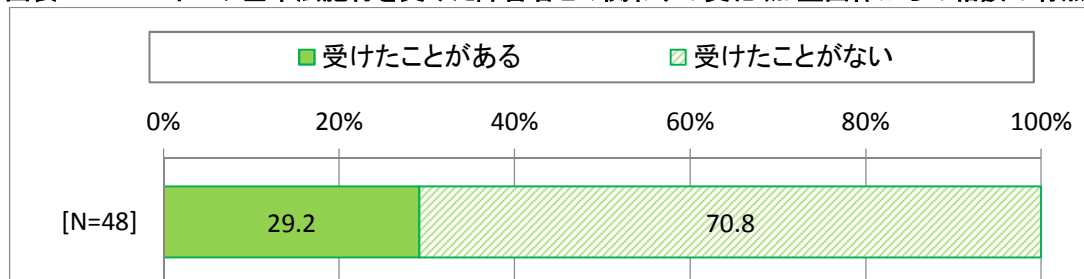
図表 5-14 障害者スポーツ団体からの支援・協力依頼への対応



2. 5 スポーツ基本法施行を受けた障害者との関わりの変化

2011年8月のスポーツ基本法施行後、地方／都道府県協会等の加盟団体から障害者に対するスポーツの普及／強化に関する問合せ・相談を受けたことがあるかについて尋ねたところ、「受けたことがある」が29.2%、「受けたことがない」が70.8%であった(図表 5-15)。

図表 5-15 スポーツ基本法施行を受けた障害者との関わりの変化(加盟団体からの相談の有無)



3. 調査結果(事例調査)

競技団体における障害者に対する競技の普及・強化に取り組む委員会の活動内容、障害者の競技会への参加状況などを明らかにするために、アンケート調査の結果をもとに、特徴的な競技団体(11 団体)に電話ヒアリングを行った。

電話ヒアリングで得られた主な知見は、以下のとおりであった。

障害者に対する競技の普及・強化に取り組む委員会

- ・ 多くの団体で、障害者スポーツ団体関係者が窓口となり、競技団体における委員会の委員を兼務している。委員会設置以前から、障害者に対する競技の普及が図られていた事例もある。
- ・ 国際競技連盟(IF)による障害者への対応に準じて、委員会設置などの組織体制づくりに動いた競技団体もある。

障害者スポーツ競技団体等との連携

- ・ 競技団体に加盟している当該競技の障害者スポーツ競技団体がある。また、加盟はしていないが「協力団体」として連携を図っている競技も見られる。
- ・ 競技団体が障害者に対する競技の普及を図る上で、障害者スポーツには国内を統括する障害者スポーツ組織がない場合もある。こうした競技団体のうち、地域を拠点とするNPO 法人や都道府県連盟の活動を支援するなどして、普及活動を行っている事例もある。

競技団体としての今後の課題

- ・ 競技団体が、当該競技の障害者スポーツ団体を吸収・合併することが望ましいという考え方は必ずしも支持されていない。人員や予算の適正な配分が行われないこと、また、競技団体としての業務量が増加することへの懸念が主な理由である。
- ・ 特殊な用具や施設が必要な競技団体においては、障害者を受け入れた場合、新たな用具の購入や施設の改修時に発生する財政的負担を懸念している。

上記の電話ヒアリングを踏まえて、以下特徴的な 4 つの競技団体を対象に現地ヒアリングを行った(図表 5-16)。

図表 5-16 事例調査で対象とした中央競技団体

| 団体名 | 特徴 |
|-----------------------|--|
| 公益社団法人 日本エアロビック連盟 | 神奈川県エアロビック連盟を中心としたアダプテッドエアロビック事業 視覚、聴覚、肢体不自由、知的などの障害種別に対応した公認指導者養成カリキュラムを作成 |
| 公益社団法人 日本カヌー連盟 | 三つの委員会でパラカヌーの普及、競技運営、強化に取り組む 日本パラカヌー選手権大会と日本選手権大会を同時開催 |
| 公益財団法人 日本自転車競技連盟 | パラサイクリング小委員会を設置し、日本パラサイクリング連盟と連携した普及・強化活動 全日本自転車競技選手権大会と日本パラサイクリング選手権を同時開催 |
| 公益社団法人 日本トライアスロン連合 | 強化チーム内にパラリンピック対策プロジェクトを設置 パラトライアスロンミーティングを開催し、水泳・陸上・自転車などの障害者スポーツ競技団体と連携 |

公益社団法人 日本エアロビック連盟

【特徴】

神奈川県エアロビック連盟を中心としたアダプテッドエアロビック事業
視覚、聴覚、肢体不自由、知的などの障害種別に対応した公認指導者養成カリキュラムを作成

1. 日本エアロビック連盟とアダプテッドエアロビック

(1) 団体概要

日本エアロビック連盟(JAF)は、エアロビックの普及振興を目的に 1992 年に設立された。フィットネスとしてのエアロビクスと区別するため、「エアロビック」と呼んでいる。

JAF は、地域組織として全国に都道府県エアロビック連盟を設置し、競技スポーツと生涯スポーツの両面から各種事業を展開している。競技大会の開催の他、生涯スポーツとして「エアロビック技能検定会」や「全国エアロビック交流大会」などを実施している。また、JAF は、エアロビックの普及に向けて JAF 独自の指導者資格認定、審判員認定、技能検定員認定を行うと同時に、(公財)日本体育協会と共催で「公認エアロビック指導者養成事業」も展開している。

(2) アダプテッドエアロビックへの取組

1) アダプテッドエアロビック

アダプテッドエアロビックは、障害者や高齢者を対象に個人の運動能力に合わせて行うエアロビックである。アダプテッドエアロビックは、1985 年に、国際障害者年記念ナイスハート基金の「ふれあいのスポーツ広場」(後述)で紹介されたことから始まる。

2) 神奈川県エアロビック連盟

神奈川県内におけるエアロビックの普及と強化の拠点として、1999 年に神奈川県エアロビック連盟(KAF)が設立された。設立にあたり、実施事業を検討するなかで、現 KAF 理事長が知的障害者にダンスやエアロビックを指導していたことから、生涯スポーツとして障害の有無に関わらず誰もが楽しめるアダプテッドエアロビックを KAF の事業の柱とした。設立以降、KAF 理事長と KAF の指導者らは、福祉作業所、特別支援学校、障害者スポーツセンターなどで障害者に対する指導を積極的に行っている。

(3) アダプテッドエアロビックに関する委員会の設置

アダプテッドエアロビックの全国展開に向けて、JAF では以下の委員会でアダプテッドエアロビックの普及に努めている。

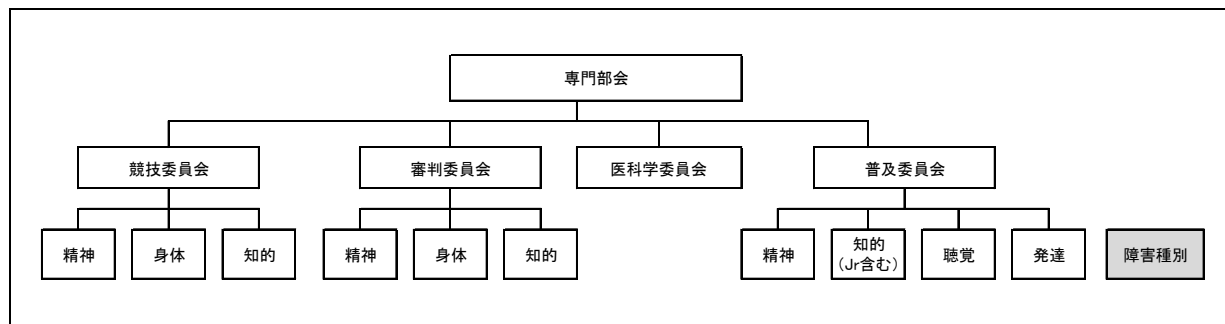
1) 普及指導委員会

JAF 設立当初、連盟の事業は競技スポーツが中心であったが、生涯スポーツの組織化を図るため、2011 年に「普及指導委員会」が設置された。「子供」「障害者」「アクア」「中高年」の 4 部門を設置し、全国的に生涯スポーツとしてのエアロビックを普及することを目的に、各部門に委員を数名ずつ選任している。普及指導委員会では、年 1 回会議を開催し、競技以外のエアロビックの活性化、生涯スポーツと競技スポーツの連携などについて協議している。

2) 全国アダプテッドエアロビック協議会

JAFの外郭団体として、「全国アダプテッドエアロビック協議会」が2014年3月に発足した(図表5-17)。全国約30の都道府県連盟の理事長や指導者が参加している。協議会は、地方に点在する指導者のネットワーク組織としての機能を果たすことを運営方針の一つとしている。

図表 5-17 全国アダプテッドエアロビック協議会: 専門部会の組織図



2. 指導者／審判員等の養成・派遣状況

(1) 指導者カリキュラム

JAFの公認指導者養成講習会のカリキュラムには、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害などに対応した障害種別の指導内容が含まれている。「公認エアロビック指導員」のカリキュラムにアダプテッドエアロビックが含まれたのは、2005年以降である。通常の講習会では時間的な制約があるため、毎年シンポジウム等を開催して、指導者らは内容の研鑽に努めている。こうしたカリキュラムは、エアロビック指導者が中心となり、リハビリセンターの理学療法士らの協力を得て作成している。

また、独立行政法人福祉医療機構の「社会福祉振興助成事業」の助成金をもって、視覚障害者と知的障害者に対する指導法をまとめたDVD「レッツ！アダプテッドエアロビック リズムに合わせていきいきと」を2011年に作成している。

(2) 指導者の養成

JAFは、JAF主催の指導者養成講習会でアダプテッドエアロビックの講義と実技の両方を実施することは時間的な制約が大きいと感じている。そのため、アダプテッドエアロビックの指導者の養成は、全国アダプテッドエアロビック協議会が行政、競技団体、都道府県連盟とのネットワークを構築しながら講習会を開催していく予定である。将来的には、全国アダプテッドエアロビック協議会が、アダプテッドエアロビックの指導者資格を設けることを検討している。

JAFでは毎年2月に、認定指導者の資格更新研修会「ナショナルキャンプ」を開催している。指導者資格は2年ごとの更新となり、有資格者約2,000人のうち、約半数の1,000人が参加する。キャンプでは、普及指導委員会の活動報告の中で、受講者に対してアダプテッドエアロビックの普及活動を紹介している。



(3) エアロビク技能検定

初心者の 5 級から上級者の 1 級までの検定級のうち、4 級の技術が公認エアロビク指導者の実技レベルであり、障害者の中には指導者資格を取得した者もいる。エアロビク技能検定は、技術の向上が段階的に確かめられ、合格すれば賞状がもらえることから、障害者にとってモチベーションとなっており、全国アダプテッドエアロビク大会(後述)の競技性の高い部門の出場者の増加にもつながっている。

3. 大会・イベントの開催

(1) 全国アダプテッドエアロビク大会

株式会社ファンケルスマイルが特別協賛となり、全国アダプテッドエアロビク大会が障害者スポーツ文化センター横浜ラポールで毎年 3 月に開催されている。2000 年にスタートした「アダプテッドエアロビク ナショナルフェスタよこはま」を、2014 年の第 15 回大会から名称変更し、全国大会の位置付けとなった。

大会にはチーム部門(アダプテッドエアロビク部門)があるが、近年競技性が高まったこともあり、2010 年大会以降、持久力、動きの美しさ、正確さなどを競い合うフライト部門を設置している。参加者の多くは知的障害者であるが、視覚障害者、肢体不自由者も参加しており、参加者数は近年 180 人前後で推移している。

全国アダプテッドエアロビク大会の成果の一つとして、全日本エアロビク選手権の県予選などの一般の大会に出場する障害者が増えている。神奈川県予選では、知的障害者を中心に約 30 名が出場しており、予選を勝ち抜いて、1、2 名が本選にも出場している。



(2) 全国アダプテッドエアロビクシンポジウム

KAF の活動として、2000 年から、全国アダプテッドエアロビクシンポジウムが毎年開催されている。アダプテッドエアロビクの普及に取り組む指導者らが集まり、各地の活動の課題と成果を共有している。2014 年度は発達障害者に焦点を置き、「エアロビクで生き涯(いきがい)づくり」をテーマに開催された。

KAF を参考に、国内に障害者のためのエアロビクの普及を目指す都道府県連盟が増えている。全国アダプテッドエアロビク協議会を中心に、将来的には障害者向けのイベントを各都道府県で開催するとともに、地域ブロックごとの大会の開催を検討している。

4. 障害者スポーツ団体等との連携・協力

(1) 国際障害者年記念ナイスハート基金「ふれあいのスポーツ広場」への指導者の派遣

1985年、アダプテッドエアロビックが公益財団法人国際障害者年記念ナイスハート基金の「ふれあいのスポーツ広場」で最初に紹介されて以降、同イベントでは年間約10会場でアダプテッドエアロビックが実施されている。

JAFが、「ふれあいのスポーツ広場」へのエアロビック指導者の派遣を行っている。アダプテッドエアロビックの指導は主に開催地の指導者が担当するが、障害者に対する指導のポイントのみJAFの指導者が担っている。障害者への指導が未経験の指導者も積極的に指導を担当することで、地方の指導者に対するアダプテッドエアロビックの周知・啓発活動に努めている。



5. その他

(1) 企業内フィットネスとしてのアダプテッドエアロビック

全国アダプテッドエアロビック大会の特別協賛である株式会社ファンケルスマイルは、株式会社ファンケルの特例子会社で、2014年12月現在、47名の障害者(知的障害者43名、身体障害者4名)を雇用している。ファンケルスマイルでは、毎週金曜日の終業後にエアロビック教室を開催し、社員の体力向上・健康維持に取り組んでいる。教室指導はKAFの指導者が担当している。教室参加者は、個人又は団体で全国アダプテッドエアロビック大会に出場している。

公益社団法人 日本エアロビック連盟

○所在地：東京都品川区東大井5-7-10 クレスワトン3階

○設立年：1992年

公益社団法人 日本カヌー連盟

【特徴】

三つの委員会でパラカヌーの普及、競技運営、強化に取り組む
日本パラカヌー選手権大会と日本選手権大会を同時開催

1. 日本カヌー連盟とパラカヌー

(1) 団体概要

日本カヌー連盟(JCF)は、国内のカヌースポーツの統轄団体として1938年3月、「日本カヌー協会」として設立された。東京オリンピック開催後、日本カヌー協会は日本体育協会に加盟し、1980年には、法人化に伴い「日本カヌー連盟」へ名称変更した。競技カヌーの種目には、カヌースプリント(オリンピック・パラリンピック種目)、カヌースラローム(オリンピック種目)、カヌーワイルドウォーターなどがある。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピックでのメダル獲得に向けて、2014年度を初年度とし、オリンピック・パラリンピック会場施設・選手強化事業を展開している。

(2) パラカヌーへの取組

1) 障害者カヌー普及委員会

1995年、障害者カヌー普及委員会が設置された。2名の委員で構成され、日本障害者カヌー協会の会長が副委員長を務めている。

2) カヌー体験研修会

JCFでは、1996年度から2012年度まで、日本財団の助成事業として、障害者・年少児・高齢者などを主な対象に、「カヌー体験研修会」を開催してきた。各地の都道府県カヌー協会が主管し、海・川・プールなど様々な会場で計63回行われた。2012年の第4回山形会場には、155名の参加があり、このうち10名が障害者であった。助成事業終了後も、自主事業として研修会を継続している協会がある。

(3) パラカヌーに関する委員会の設置

パラカヌーは、身体障害者が上半身の力でカヌーをこぎ、タイムを競い合う競技である(図表5-18)。2016年リオデジャネイロパラリンピック大会より、パラカヌーが正式競技に採用されたことを受けて、パラカヌー強化に向けて「パラカヌー競技運営委員会」と「パラカヌー強化委員会」が設置された。

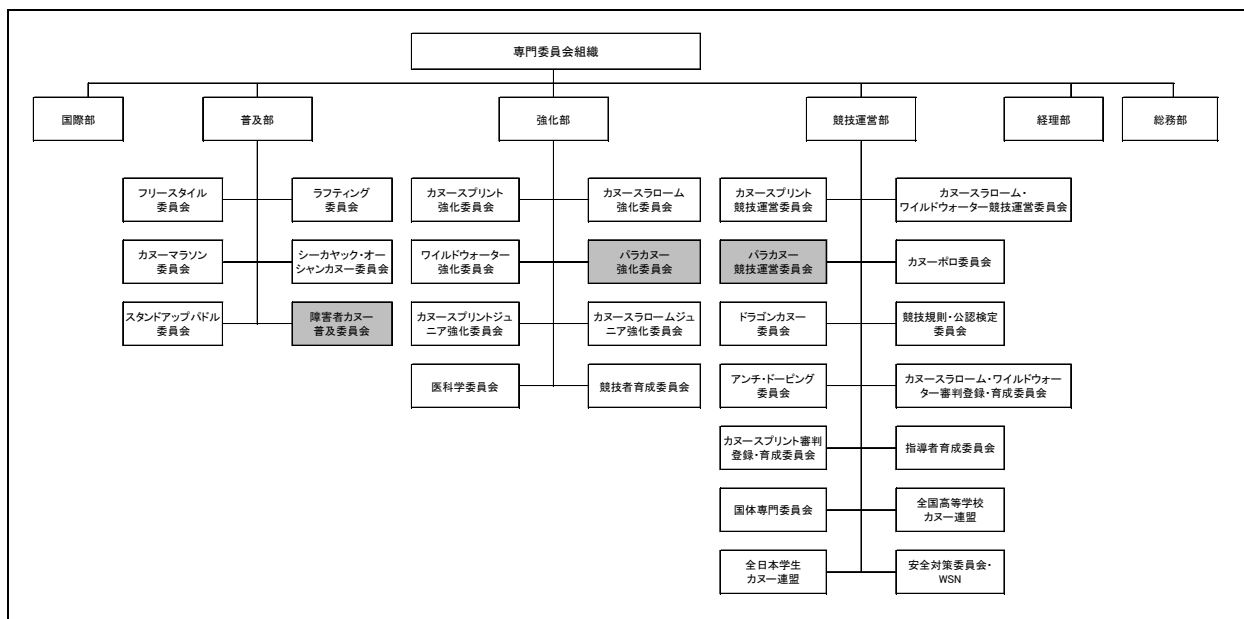
1) 競技運営部パラカヌー競技運営委員会

2013年4月、普及委員会の委員長を務めていた指導者を委員長に選任し、競技運営部パラカヌー競技運営委員会が設置された。競技運営委員会は3名の委員で構成される。

2) 選手強化部パラカヌー強化委員会

競技運営委員会同様、2013年4月に設置された強化委員会は、長年障害者カヌーを指導している指導者を選任し、委員長1名で構成される。2013年は、4名のパラカヌー選手が世界選手権へ派遣された。

図表 5-18 日本カヌー連盟: 専門委員会



2. 指導者／審判員等の養成・派遣状況

(1) 指導員・審判員の確保

パラカヌー大会の運営には公認指導者・審判員が必要となる。選手も少なく、運営のための人員や予算を割くことが難しいパラカヌー大会の開催にあたっては、健常者の大会と同時開催することで JCF の指導者・審判員の派遣協力を得ている。

3. 大会・イベントの開催

(1) 日本パラカヌースプリント選手権大会

2010 年度に JCF が主催となり、パラカヌースプリント選手権大会を開催した。選手権大会は、日本カヌー連盟の加盟団体でプロの指導者団体である日本レクリエーションカヌー協会 (JRCA) と障害者カヌー協会が主管した。

しかし、審判員の確保、コース設計などの運営において世界基準の大会が必須となり、2012 年大会では、カヌースプリント海外派遣選手選考会のパラカヌー部門として、香川県の府中湖で健常者の府中湖カヌーレガッタ大会と同時開催している。同時開催によって、障害のない選手とパラカヌー選手の交流が図られている。



(2) 日本パラカヌー選手権大会（日本障害者カヌー協会が共催）

2014年9月、第1回日本パラカヌー選手権大会が石川県で日本カヌースプリント選手権大会と同時開催され、パラカヌー選手が男女2名ずつ出場している。

香川県府中湖を含む大会開催経験のある都道府県では、パラカヌー選手の受入れ対応が年々改善されているものの、駐車場の優先利用、会場内の段差解消、身体障害者用トイレの設置など、ハード面での改善が早急に取り組むべき課題である。

パラカヌー（カヌースプリント）は、以下の3つのカテゴリーに分類される（図表5-19）。

図表 5-19 パラカヌーのクラス分け

| |
|---|
| LTAクラス（軽度）^{注1)} |
| <ul style="list-style-type: none">・ 足、胴体、腕を使うことができ、力を入れて踏ん張る又は腰掛けての操作ができる・ 被切断者など |
| TAクラス（中度）^{注2)} |
| <ul style="list-style-type: none">・ 下肢の機能が著しく弱いため、継続して踏ん張る又は腰掛けての操作が困難・ 両膝周辺からの被切断者、又は四頭筋に著しく障害がある者など |
| Aクラス（重度）^{注3)} |
| <ul style="list-style-type: none">・ 胴体が動かせず、肩の機能だけで漕ぐことができる者。主に、腕と肩の両方又は腕か肩のどちらかを使って、艇を操作ができる・ 座位でバランスをとることが困難 |

注1) LTA：足（Legs）、胴体（Trunk）、腕（Arms）

注2) TA：胴体（Trunk）、腕（Arms）

注3) A：腕（Arms）

4. 障害者スポーツ団体等との連携・協力

(1) 日本障害者カヌー協会

日本障害者カヌー協会は、障害者カヌーイベントの開催・情報発信などを通じた障害者カヌーの普及を目的に1995年に奈良県に設立され、会員約200名を有する。パラリンピックを目指す選手のために、2013年10月、JPCに加盟している。

2014年10月現在、日本障害者カヌー協会はJCFに加盟していないが、日本障害者カヌー協会内に競技部を設置することで、パラカヌー強化の面でJCFと連携を図っている。

(2) 広島大学病院リハビリテーション科リハビリテーション部門

2013年9月、広島県のスポーツ医学発展と県全体の競技力向上への貢献を目的に、広島大学病院内にスポーツ医科学センターが開設された。センターでは、理学療法士を中心に、パラカヌーやアンプティサッカー（欠損や切断などで手足に障害がある人が松葉杖を使って行う競技）を含めた障害者スポーツの選手発掘、医科学サポートなどの分野で全面的に支援する体制を整えている。

5. 地方／都道府県連盟の取組

現在、日本カヌー連盟に登録する障害者カヌー選手・役員が所属するクラブ／協会は、バイエルンの風カヌー学校カヌークラブ(北海道)、江東区カヌー協会を含め全国に約 10 ある。なお、大阪府カヌー協会は、2014 年度よりパラカヌー委員会を設置し、障害者に対するカヌー競技の普及・強化活動を展開している。

東京都江東区では、カヌー部を立ち上げるなどして、区内出身選手の 2020 年パラリンピック出場を目指してパラカヌー競技の支援に努めている。カヌー部所属の選手 2 名が、2014 年 9 月に日本パラカヌー選手権大会に出場し、それぞれクラス別 1 位の成績を収めている。

また、江東区は 2020 年オリンピック・パラリンピック開催に向けてカヌー施設の整備を図っている。カヌー部が主な拠点として利用している中川船番所江東カヌー艇庫は、スロープなどのハード面での環境が整っている。



公益社団法人 日本カヌー連盟

- 所在地：東京都渋谷区神南 1-1-1 岸記念体育会館 4 階
- 設立年：1938 年

公益財団法人 日本自転車競技連盟

【特徴】

パラサイクリング小委員会を設置し、日本パラサイクリング連盟と連携した普及・強化活動
全日本自転車競技選手権大会と日本パラサイクリング選手権を同時開催

1. 日本自転車競技連盟とパラサイクリング

(1) 団体概要

1995年、日本自転車競技連盟(JCF)は、プロ・アマオープン化に伴い、国内における自転車競技界を統括する唯一の団体として普及・強化活動及び競技会開催などを目的に文部省(現・文部科学省)の認可を受け設立され、2013年に公益財団法人へ移行した。国際大会でのメダル獲得の可能性が高い選手の育成を図るとともに、指導者・コミッセール(競技役員)を育成することにより、国内大会の競技レベルの向上を図り、自転車競技の普及振興に努めている。

オリンピック・パラリンピックの開催種目であるロード、トラック、MTB、BMX、パラサイクリングの5種目については、2020年の大会開催へ向けて準備をしている。パラサイクリングは、身体障害者による自転車競技であり、タンデムやハンドサイクルなど障害種別で異なる車体を使用する。

(2) パラサイクリングへの取組

JCFとパラサイクリングの関わりは、アトランタオリンピックの代表監督が、2003年にパラサイクリングの監督に就任したことから始まる。オリンピック監督のパラリンピック監督への転向をきっかけに、2008年には、シドニー・アテネオリンピックのヘッドコーチが北京パラリンピックの代表監督となり、JCFとパラサイクリングの交流が進んだ。

(3) パラサイクリングに関する委員会の設置

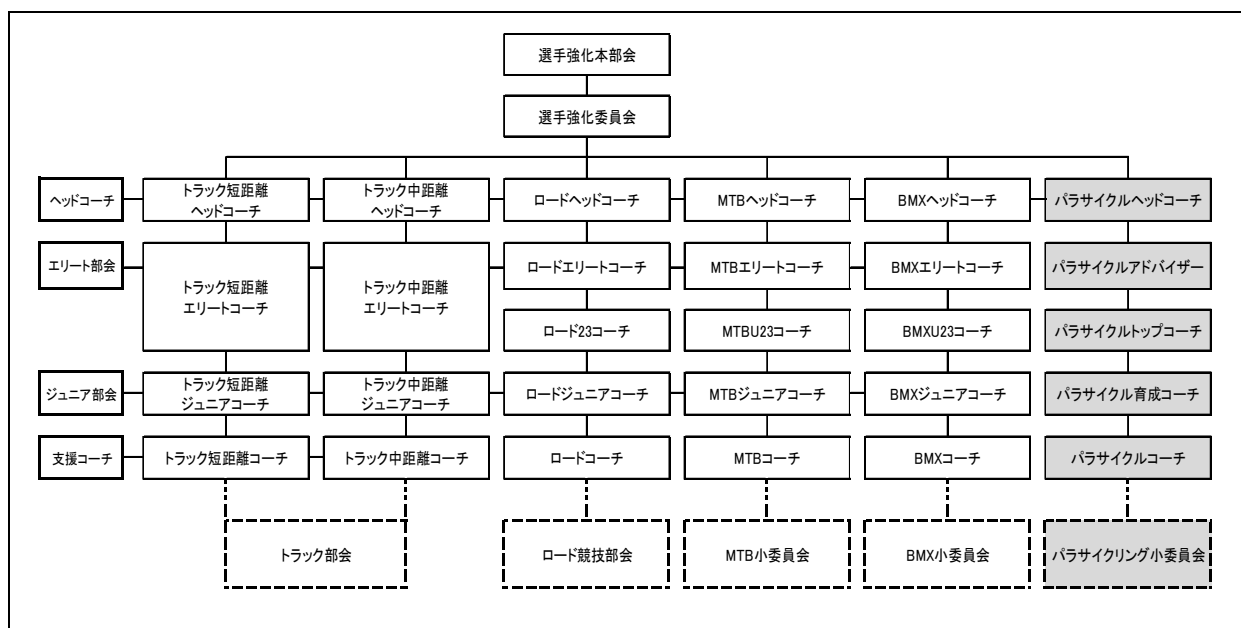
2007年、パラサイクリングの所管が国際パラリンピック委員会(IPC)から国際自転車競技連合(UCI)へ移管した。その後、2008年12月にUCIのリーダーシップのもと、JCFと日本障害者自転車協会(現・パラサイクリング連盟)はパラサイクリングの発展のため協定書を交わした。

UCIは、自転車競技の8種目全てを統轄し、種目別に小委員会を設置して対応しているため、JCFもUCIに倣い、2009年に「パラサイクリング小委員会」を設置した。

1) パラサイクリング小委員会

パラサイクリング小委員会は3名の委員で構成され、主にパラサイクリング選手の強化と大会運営を担う。委員は一般社団法人日本パラサイクリング連盟(JPCF)の理事らが務める(図表5-20)。

図表 5-20 日本自転車競技連盟:選手強化委員会



2. 指導者／審判員等の養成・派遣状況

(1) 指導者・審判員の養成、派遣

日本パラサイクリング選手権は、全日本自転車競技選手権と同時開催されており、JCF が審判員を派遣している。また、日本パラサイクリング連盟が実施する強化合宿の際には、JCF のメカニックが参加している。

パラサイクリングの競技会の運営には、専門の審判員が必要となる。UCI では 2006 年以降、ロードレース種目の国際審判員をパラサイクリングの国際審判として養成している。これまでに約 30 名が国際資格を取得しており、アジア地域には日本人 1 名を含む 4 名がいる。JCF では、2016 年 1 月に日本で開催されるアジアパラサイクリング選手権大会の開催に向けて、国際審判員とコミッセルを養成する予定である。

3. 大会・イベントの開催

(1) 日本パラサイクリング選手権ロード大会・トラック大会

全日本自転車競技選手権大会と日本パラサイクリング選手権の共催に向け、2011 年に日本選手権トラック大会のエキシビションとしてパラアスリーのトラック競技を実施した。その後、2012 年からパラサイクリングのロード、トラックともに JCF と JPCF が共催している。

2012 年、2013 年大会には、ロードとトラックそれぞれの大会に 15～20 名のパラサイクリング選手が参加した。予備大会の成績などの出場資格を設けた 2014 年大会は、参加者数が 10 名に留まった。



日本選手権実施種目はパラリンピック大会種目に限られるため、その他の障害者も参加できる自転車交流大会を開催することを検討している。

パラサイクリングでは「ロード」「トラック」の2種目が実施され、以下の4つのカテゴリーに分類される(図表 5-21)。

図表 5-21 パラサイクリングのクラス分け

| |
|---|
| Cクラス(運動機能障害、麻痺) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の程度別にC1～C5の5クラスあり、通常の競技用自転車を使用 ・ ハンドル、サドル、ペダルに障害に合わせた小改造を施す場合がある |
| Bクラス(視覚障害) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ パイロット(健常者)とのペアで、タンデム(2人乗り)バイクを使用 |
| Hクラス |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の程度別にH1～H5の5クラスあり、三輪のハンドサイクルを使用 ・ 体幹機能がある(座位を維持できる)選手は正座のような体勢、脊髄損傷の選手は仰向けの体勢で乗車する |
| Tクラス |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ トライシクル(競技用三輪車)を使用 ・ 二輪車では体のバランスがとれない障害の選手 |

(2) 一般の大会における障害者の参加状況

全日本学生ロードタイムトライアル、実業団クリテリウム、静岡県や東京都の記録会などに、視覚障害者と肢体不自由者が参加している事例がある。切断や機能不全で義足などを使用する場合は健常者の大会に参加できるが、麻痺などの神経性障害によりバランス確保が困難な選手は、参加できない場合もある。安全性を確保するため、障害の程度だけでなく、これまでの競技経験などを総合的に判断し、障害者の参加是非を決定している。

4. 障害者スポーツ団体等との連携・協力

(1) 日本パラサイクリング連盟(JPCF)

JPCFの前身である日本障害者自転車協会は1990年に設立された。2012年の一般社団法人化に合わせて、団体名を変更し現在に至っている。JPCFは、障害者の自転車競技全般を扱うのではなく、パラリンピックの種目に特化して普及・強化を行っている。2014年9月現在、JPCFはJCFのパラサイクリングにおける協力団体である。

視覚障害者が健常者と同乗して参加するタンデム競技は、国内では学生の大会(全日本学生選手権自転車競技大会など)のみにおいて実施されているため、今後JPCFは、日本学生自転車競技連盟との大会の共催を検討している。

5. 地方／都道府県連盟の取組

宮崎県は、「宮崎県道路交通法施行細則」の改正を行ったことで、2012 年以降公道でのタンデム自転車の走行が可能となった。西都市で開催される「西都原エンデューロ4時間耐久レース」は、タンデムの他、トライシクル、ハンドバイクも参加できるため、パラアスリートが多数出場している。障害者のタンデム選手数は約 10 名で、国際大会に派遣するレベルの選手は 2 名である。

パラアスリートは、静岡県伊豆市の理解を得て、静岡県トラック記録会へ参加している。また、2006 年以降、伊豆市の(一財)日本サイクルスポーツセンターが運営するサーキットなどでの練習が可能となった。伊豆ベロドロームが、センターに隣接する形で 2011 年に設立されたことで、ベロドロームを拠点とした強化練習も行っている。2014 年 10 月現在、JPCF の事務所は福岡県にあるが、2015 年度より、常勤者のいる事務所をセンター近くの伊豆の国市に設置する予定である。



公益財団法人 日本自転車競技連盟

○所在地：東京都品川区上大崎 3-3-1 自転車総合ビル 5 階

○設立年：1995 年

公益社団法人 日本トライアスロン連合

【特徴】

強化チーム内にパラリンピック対策プロジェクトを設置

パラトライアスロンミーティングを開催し、水泳・陸上・自転車などの障害者スポーツ競技団体と連携

1. 日本トライアスロン連合とパラトライアスロン

(1) 団体概要

1984年、「複合耐久種目全国連絡協議会」が設立され、1985年の「全国トライアスロン協議会」設立を経て、1986年に「日本トライアスロン協会」が発足した。同じく1995年、「日本トライアスロン連盟」が設立されたことで、国内に二つのトライアスロン全国組織が併存していた。しかし、1989年に暫定国内統一団体の「日本トライアスロン委員会」が国際トライアスロン連合へ加盟した後、1994年に「日本トライアスロン連合」が設立された。

近年、キッズやジュニアの大会に参加する小中学生が増え、トライアスロン教室、練習会、認定記録会が各地で開催されている。現在は、更なる普及と強化のための全国強化拠点化、一貫指導体制の推進を目標に活動している。

(2) パラトライアスロンへの取組

トライアスロンの「No loser only winners (完走者全員が勝者である)」という理念のもと、国際トライアスロン連合 (ITU) は、1996年以降、障害者のトライアスロンであるパラトライアスロンの世界選手権を毎年開催し、その普及に努めている。

日本では、2011年のITU世界選手権トライアスロンシリーズ (WTS) 横浜大会において、国内初のパラトライアスロン大会が開催された。日本選手権大会の開催も検討されている。

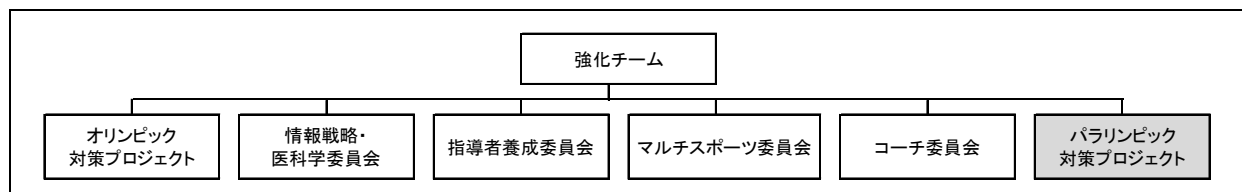


これまでの国内のパラトライアスロンは、年代別で競い合う一般のトライアスロン大会のエイジグループで実施されてきたが、2016年リオデジャネイロパラリンピック大会からパラトライアスロンが正式競技に採用されることで、エリートスポーツとして発展を始めている。そして、2012年12月、JTU マルチスポーツ委員、視覚障害者ガイド、JTU 審判運営委員など5名のメンバーからなる「パラリンピック対策プロジェクト」が発足した。

1) パラリンピック対策プロジェクト

2014年11月現在、リーダー、委員、アドバイザーらの8名で活動している (図表 5-22)。トライアスロンの1カテゴリーとしてパラトライアスロンを扱う方針のため、障害者スポーツ関係者に限らず、トライアスロン競技に精通する人材を配置することを優先している。

図表 5-22 日本トライアスロン連合:強化チーム



2. 指導者／審判員等の養成・派遣状況

(1) 指導者の養成

2014年11月現在、公認指導者講習会のカリキュラムには、パラトライアスロンに関する内容は含まれていないが、ITUのパラトライアスロン競技規則を和訳するなどし、パラトライアスロンの競技ルール・指導基準の周知・啓発を行っている。

(2) 審判員の養成

選手が参加できる大会を増やすとともに、パラトライアスロンのルールを理解し、現場対応のできる審判員を養成するべく、都道府県毎に開催されるJTU審判員講習会において、障害やパラトライアスロンの内容を含むよう啓発をしている。2014年6月には、近畿ブロックにおいてパラトライアスロンJTU公認審判員講習会が開催された。

(3) クラス分け委員

クラス分けは、選手の運動機能や能力を医学的に評価し、障害の程度によってグループ化することで、平等に競うことを目的としている。日本では、パラリンピック対策プロジェクトのリーダーが、クラス分け委員の国際資格を有する。今後、公募を通じて理学療法士、作業療法士、医師らをITUの講習会へ派遣し、クラス分け委員の養成に努める。

(4) ハンドラーの確保

パラトライアスリートは、ウェットスーツ・用具・装具の準備・着脱作業を支援するハンドラー(競技支援者)を帯同できる。大会への出場では選手自身に固定のハンドラーをつけることが基本だが、帯同が困難な場合は大会事務局が準備をする。パラトライアスロンでは、スイム、バイク、ランへの一連の動きが競技結果にも影響を与えることから、ハンドラーが重要な役割を担う。

3. 大会・イベントの開催

(1) 一般のトライアスロン大会への障害者の参加状況

全日本トライアスロン宮古島大会(沖縄県、4月)、トライアスロン射水(富山県、7月)、大阪アクアスロン泉佐野大会(大阪府、10月)などのエイジカテゴリーに、障害者が多数参加している。2014年11月現在、約30大会において障害者の受入れ実績がある。全日本トライアスロン宮古島大会には聴覚障害者も参加することから、競技説明会では手話通訳者を配置するなどして対応をしている。

(2) パラカテゴリー設置の大会

パラカテゴリー設置の国内大会は、前述のWTS横浜大会、長良川パラトライアスロン、七ヶ浜トライアス

ロン、蒲郡オレンジトライアスロン、グリーンピア三木トライアスロンフェスティバルの5つである(図表 5-23)。いずれの大会も、リオデジャネイロパラリンピックの正式競技に決定する2009年以前は、エイジカテゴリーでパラアスリートを受け入れていた。

図表 5-23 パラカテゴリー設置のトライアスロン大会

| 2014年 | 大会名 | 開催月 | 開催地 | 参加人数 |
|---------|------------------------|-----|----------|------|
| 1 | WTS横浜大会 | 5月 | 神奈川県横浜市 | 23名 |
| 2 | 長良川パラトライアスロン | 8月 | 岐阜県海津市 | 20名 |
| 3 | 七ヶ浜トライアスロン | 7月 | 宮城県七ヶ浜町 | 10名 |
| 4 | 蒲郡オレンジトライアスロン | 6月 | 愛知県蒲郡市 | 7名 |
| 5 | グリーンピア三木トライアスロンフェスティバル | 6月 | 兵庫県三木市 | 4名 |
| (2015年) | びわ湖トライアスロンin近江八幡 | 6月 | 滋賀県近江八幡市 | - |

パラトライアスロンは、以下の5つのカテゴリーに分類される(図表 5-24)。

図表 5-24 パラトライアスロンのクラス分け

| |
|--|
| PT1クラス(車いす利用者) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ クラシフィケーションの評価※が640.0ptまでの選手のうち、自転車の安全な乗車やランを阻む筋力障害、四肢欠損などの障害を持つ選手 ・ 選手はバイクパートではハンドサイクル、ランパートでは競技用車いすを利用 |
| PT2クラス(立位、[重度]) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ クラシフィケーションの評価が454.9 ptまでの選手のうち、四肢欠損、運動失調障害などによる同程度の活動制限と障害を持つ選手 ・ バイクパート及びランパートでは、義肢やその他の装具が許可される |
| PT3クラス(立位) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ クラシフィケーションの評価が455.0～494.9 ptの選手のうち、四肢欠損、運動失調障害などによる同程度の活動制限と障害を持つ選手 ・ バイクパート及びランパートでは、義肢やその他の装具が許可される |
| PT4クラス(立位、[軽度]) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ クラシフィケーションの評価が495.0～557.0ptの選手のうち、四肢欠損、運動失調障害などによる同程度の活動制限と障害を持つ選手 ・ バイクパート及びランパートでは、義肢やその他の装具が許可される |
| PT5クラス(視覚障害) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 両目ともに光の知覚ができない選手、全盲の選手(B1)と、最大補正後視力が6/60以下であるか、20度以内の視野を持つ部分的な視力をもつ選手(B2-B3) ・ ガイド1名がレース全体を通じて伴走。バイクパートではタンデムバイクを使用する |

※クラシフィケーションの評価：障害の程度で選手個々に機能的クラス分けポイントが決められている

4. 障害者スポーツ団体等との連携・協力

(1) 日本パラリンピック委員会と障害者スポーツ競技団体との連携

2014年4月、JTUは日本パラリンピック委員会(JPC)の加盟団体として承認された。JPC選手発掘事業を通じて、日本パラ陸上競技連盟、日本身体障がい者水泳連盟、日本パラサイクリング連盟代表者らと4競技の連絡会を開催することで、情報共有や合宿での連携・協力などの方向性について協議を進めている。また、これら団体のサポートを得て、パラトライアスロン大会の運営も行っている。

(2) パラトライアスロンの普及・強化協力施設

2013年12月、横浜市健康福祉局とJTUとの間で、障害者スポーツ文化センター横浜ラポールをパラトライアスロンの普及・強化協力施設とすることが確認された。これにより2020年まで、代表強化選手のトレーニング施設としての利用(横浜市内障害者団体に準じた扱い)、普及イベントの開催協力・後援、競技会実施時における支援など、パラトライアスロンの普及・強化の協力が得られることとなる。2013年12月にはJTUパラトライアスロンミーティング(後述)を、2014年8月には第一回強化指定選手強化合宿を、当施設を拠点として実施した。

5. 地方／都道府県連盟の取組

大阪府には、障害のクラス分けがTRI6(過去のクラス分け。現在はPT5クラス)に該当する選手と、ガイド・コーチによって構成される視覚障害者のトライアスロンチーム「TRI6West」がある。しかし、大阪府の公道でのタンデムバイク乗車が認められていないため、兵庫県神戸市で練習を行っている。

近年、自治体からパラトライアスロン大会の開催に関する相談や問合せも増えており、九州、四国、北陸地方から、「トライアスロン大会にパラカテゴリーを設置したい」などの相談を受けている。

6. その他

(1) パラトライアスロンミーティング

JTUは、2016リオデジャネイロ・2020東京パラリンピック大会に向けたパラトライアスロンの強化と普及、水泳・陸上・自転車などの他の競技団体との情報共有と連携、アンチドーピング等に関する情報提供を目的に、2013年12月に「パラトライアスロンミーティング」を開催した。



公益社団法人 日本トライアスロン連合

○所在地：東京都渋谷区渋谷 1-3-8 第二栄来ビル 6階

○設立年：1994年